

# 北のひろめ～る

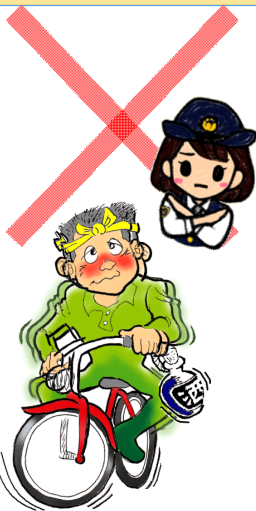
令和6年5月24日  
釧路警察署  
第9号

## 自転車安全利用五則

### 知っていますか??



- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



### 自転車は車の仲間です。

信号や停止場所での一時停止を守り、  
交差点での安全確認を行いましょう。  
自転車による交通事故の加害者にも被害者にもならないために、  
交通ルールやマナーをしっかり守りましょう。